

平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 長 大  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 友 澤 武 昭  
(コード番号 9 6 2 4 東証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 藤 田 清 二  
管 理 本 部 長  
(TEL 03 - 3639 - 3301)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 12 月 18 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会において、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第 3 条につきまして、文言の整理を行い、併せて、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改定する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、株主の権利行使に際しての手続きについては、「株式取扱規則」に定める旨を明確にするものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第2条(条文記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 土木、建築、機械、電気設備の設計、<u>施工管理・監理並びにコンサルタント業務</u></p> <p>(2) 都市計画、地方計画の<u>企画</u>、調査、設計に関する業務</p> <p>(3) 環境計量、各種測量、地質調査に関する業務</p> <p>(4) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの研究、開発に関する業務および情報提供サービス業務</p> <p>(5) コンピューター・ソフトウェア並びにコンピューター・システム機器の販売、賃貸および土木関連物品の販売</p> <p>(6) 労働者派遣業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第4条～第7条(条文記載省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 土木、建築、機械、電気設備の<u>計画、調査、設計およびコンサルタント業務</u></p> <p>(2) 都市計画、地方計画<u>および交通・運輸に関する企画</u>、調査、設計に関する業務</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) コンピューター・ソフトウェア並びにコンピューター・システム<u>関連機器</u>の販売、賃貸および土木関連物品の販売</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 印刷請負</u></p> <p><u>(8) 不動産の取得、売買、賃貸借、仲介、管理および鑑定</u></p> <p><u>(9) 前各号に関する工事の請負および施工管理・監理並びに指導</u></p> <p><u>(10) 前各号に関連する事業への投資および融資</u></p> <p><u>(11) 前各号に関する施設等の保有、管理、維持および運営</u></p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>第4条～第7条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p>	<p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p>
<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 (条文記載省略)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文記載省略)</p> <p>2 (条文記載省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第13条～第48条(条文記載省略)</p>	<p>第12条～第47条(現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第49条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="225 259 719 293">第50条～第52条（条文記載省略）</p> <p data-bbox="477 336 576 369">（新設）</p> <p data-bbox="477 374 576 407">（新設）</p>	<p data-bbox="853 259 1321 293">第49条～第51条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1118 336 1182 369">附則</p> <p data-bbox="853 374 1449 577"> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までにこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u> </p>

以上